

岩国市監査告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和 6 年 3 月 26 日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 武 田 伊 佐 雄

令和 5 年度第 4 回定期監査結果

1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項の規定による監査

2 監査の対象

出納室

議会事務局

教育委員会

教育政策課（英語教育推進室）、学校教育課（教育指導室、給食管理室、岩国学校給食センター、西部学校給食センター、I C T 教育推進室）、青少年課、教育センター、科学センター、生涯学習課（中央公民館）、中央図書館

小瀬小学校、御庄小学校、藤河小学校、杭名小学校、河内小学校、柱野小学校、通津小学校、岩国小学校、麻里布小学校、装港小学校、川下小学校、愛宕小学校、灘小学校、中洋小学校、平田小学校、東小学校、通津中学校、岩国中学校、麻里布中学校、川下中学校、灘中学校、東中学校、平田中学校、岩国西中学校

監査委員事務局

公平委員会

農業委員会事務局

3 監査の実施期間

令和 6 年 1 月 19 日から同年 2 月 16 日まで

4 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日制定）に準拠し、財務に関する事務の執行が法令の趣旨に沿って適正かつ効率的、合理的に行われたかを着眼点として、主として令和 5 年度の財務に関する事務（予算の

執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財産管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行うことにより実施した。

5 監査委員の除斥

議会事務局の監査のうち政務活動費の監査において、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、武田伊佐雄監査委員を除斥した。

6 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、令和 5 年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。